

大館市就学援助事業実施要綱

(昭和 63 年 4 月 24 日 決定)

(平成元年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 5 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 21 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者（学校教育法第 19 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、義務教育の円滑な実施に資するため、必要な援助（以下「就学援助」という。）について定めるものとする。

(援助対象者)

第 2 条 就学援助を受けることができる者は、本市に居住し、大館市立小学校若しくは大館市立中学校（以下「大館市立学校」という。）又は秋田県立の中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 大館市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、別表の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）

(就学援助費等)

第 3 条 就学援助は、次に掲げる費目（以下「就学援助費」という。）について、その全部又は一部について行うものとする。

- (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費
 - (3) 新入学児童生徒学用品費
 - (4) 体育実技用具費（スキー）
 - (5) 修学旅行費
 - (6) 学校給食費
 - (7) 医療費
- 2 要保護者には、前項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号の費目は、支給しないものとする。
- 3 就学援助費の額は、毎年度予算の範囲内において、教育長が別に定める。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度教育長が別に定める当初申請期間及び追加申請期間内に、就学援助費受給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて当該児童生徒が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経て、教育長に申請を行わなければならない。

- (1) 申請者及びその世帯全員に係る課税資料等の閲覧等に関する同意書
(様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(認否の決定等)

第5条 教育長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助の受給資格の認定の可否を決定し、その結果を就学援助費受給資格認定通知書（様式第3号）又は就学援助費受給資格否認通知書（様式第4号）により、学校長を経て申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の審査に必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(認定期間)

第6条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）が就学援助を受けることができる期間（以下「認定期間」という。）は、次の各号のいずれかの期間とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って認定期間の開始日を変更することができる。

- (1) 当初申請期間内に申請を行った認定者は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間
 - (2) 追加申請期間内に申請を行った認定者は、教育長が申請を受けた日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までの期間
 - (3) 前号の規定に関わらず、第2条第1号に規定する要保護者に該当したときは、その開始日から当年度の3月31日までの期間
 - (4) 第8条の規定により認定者となった者の認定期間は、教育長が申請を受けた日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までの期間
- 2 認定者が認定期間満了前に市外に転出したときは、前項の規定にかかわらず、転出した日をもって認定期間は終了する。
- 3 認定者が認定期間満了前に認定を取り消されたときは、取消し日をもって認定期間は終了する。
- 4 第2条第1号に規定する要保護者が認定期間満了前に要保護者に該当しなくなったときは、その停止及び廃止日の前日をもって認定期間は終了する。ただし、引き続き、第2条第2号に規定する準要保護者に該当する場合、認定期間の開始日は、要保護者の停止及び廃止日とする。

(再審査)

第7条 第5条第1項の規定により否認定となった者は、再審査を申し出ることができるものとする。

- 2 前項に規定する再審査は、就学援助費受給資格の再審査願(様式第5号。以下「再審査願」という。)に必要書類を添えて、学校長を経て教育長に提出するものとする。
- 3 前項に規定する再審査願は、第5条第1項に規定する通知日から90日以内に提出するものとする。
- 4 教育長は、審査の資料とするため、証明書類等の提出を求めることができる。
- 5 教育長は、第2項に規定する再審査願を受理したときは、認定の可否について再度審査し、その結果を就学援助費受給資格再審査認定通知書(様式第6号)又は就学援助費受給資格再審査否認定通知書(様式第7号)により、学校長を経て申請者に通知するものとする。

(再申請)

第8条 第5条第1項又は第7条第5項の規定により否認定となった場合であっても、現在の生活状況が著しく悪化したと認められる場合は、当該申請者は再度第4条に規定する申請書を提出することができるものとする。

(就学援助の支給及び委任)

第9条 教育長は、認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて、就学援助費を口座振替依頼書(様式第8号)により、認定者の指定する金融機関の口座に、口座振替により支払うものとする。

- 2 認定者は、第3条についての就学援助費の請求、受領及び執行を、委任状及び同意書(様式第9号)により、学校長に委任することができる。
- 3 体育実技用具費については、体育実技用具販売店からの請求により当該販売店に直接支払うものとする。また、医療費については、医療機関からの請求により当該医療機関に直接支払うものとする。
- 4 就学援助の支給時期については、教育長が別に定める。

(報告義務)

第10条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校長を経て、速やかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 第4条の申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき。
- (3) 世帯の住所、状況等に変更が生じたとき。

(目的外使用の禁止)

第11条 認定者は、就学援助費の支給を受けた目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し等)

第12条 教育長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(返還)

第13条 教育長は、前条の規定により認定を取り消したとき、又は当該児童生徒の長期欠席、行事不参加等により就学援助費を使用しなかったときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

準要保護認定基準

次の各号のいずれかに該当する者を「準要保護者」とする。

- (1) 前年（再審査、再申請については当該年度）の世帯の所得額（社会保険料等控除後の金額）が、生活保護法第8条の規定に準じて次の算定した額以下である者（資産を形成する上で一時的に所得が低下した状態にある者等準要保護者として認定することが著しく不適當であると認める者を除く。）

（生活扶助〔第一類、第二類〕）＋冬季加算＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助＋母子加算＋児童養育加算）×1.05

（注釈）生活保護基準額は当該年度の基準を使用し、所得額については月額に直して認定作業を行う。

- (2) その他教育長が特に援助の必要があると認めた者。